

保育園などの27年4月の入園手続きが一部変わります  
 新たな「子ども・子育て支援制度」がスタートします!!

～すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために  
 すべての家族が、育てる喜びを感じられるために～

子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」が成立し、「子ども・子育て支援新制度」が27年4月から全国でスタートします。

鎌ヶ谷市においても、市民の皆さんの意見・意向を反映した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めます。

新制度では、どのような取り組みを進めるの？

- ①保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会を目指します
- ②幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます

現在の幼稚園や保育園は新制度ではどうなるの？

<保育の場を増やします>

新たに少人数の子どもを保育する地域型保育事業を創設し、地域に合った保育の場を増やします

新制度における教育・保育施設など

新 地域型保育事業 (0～2歳)	保育園 (0～5歳)	認定こども園 (0～5歳)	幼稚園 (0～5歳)
19人以下の少人数単位で、0～2歳児の子どもを預かります ※小規模保育事業（あっとほ一むママ）などがあります	仕事などのため、家庭で保育のできない保護者に代って保育します。 ※市内8園（全ての保育園が新制度へ移行します）	教育と保育を一体的に行います ※市内にはありません	小学校以降の教育の基礎をつくるため、幼児期の教育を行います ※市内9園（新制度への移行は、幼稚園が決定します。27年度は、市内の幼稚園は新制度へ移行しません）

<利用手続きが変わります>

新制度では、教育・保育施設などを利用する場合、子どもの年齢や保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

申請に基づき、市が3つの区分による認定を行い「支給認定証」を発行します。なお、新制度に移行しない幼稚園を利用する場合は、「支給認定」を受ける必要はありません。

## 支給認定の区分

認定区分	年齢と保育の必要性	施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望される場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で「保育を必要とする事由」※に該当し、保育を希望される場合	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で「保育を必要とする事由」※に該当し、保育を希望される場合	保育園、認定こども園 地域型保育事業(小規模保育事業など)

### 保育を必要とする事由とは

※2号・3号認定に当たっては、次のいずれかに該当することが必要です。

●就労●妊娠、出産●保護者の疾病・障がい●同居または長期入院などしている親族の介護・看護●災害復旧●求職活動●就学●虐待やDVのおそれがあること●育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること●そのほか、上記に類する状態として市が認める場合

### 保育の必要量に応じた区分

2号・3号認定の場合、保育の必要量（保育園などを利用できる時間）によって、「保育標準時間」と「保育短時間」のどちらかに区分されます。

区分	就労時間	利用可能時間
保育標準時間	1カ月当たり120時間程度の就労 (目安：1日6時間×週5日)	最大11時間/日
保育短時間	1カ月当たり60時間以上120時間未満	最大8時間/日

### 新制度での手続きの流れ・受付期間

<保育園・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業>

#### 27年4月からの新規入園を希望する場合

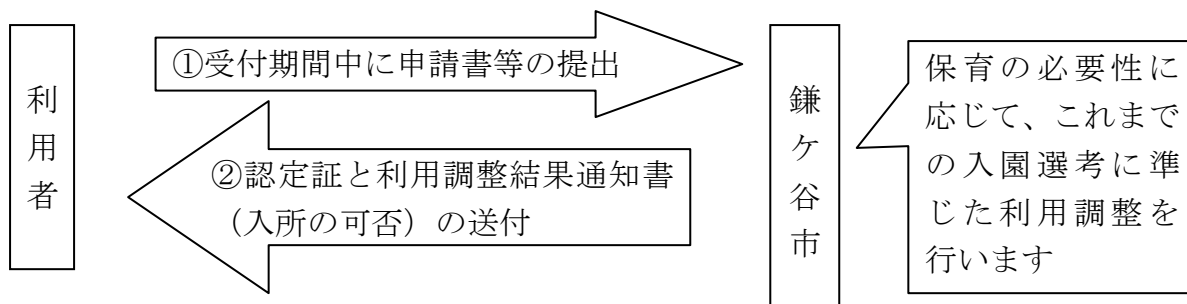
申請書などを11月25日（火）から、保育支援室（総合福祉保健センター2階）で配布します。

#### 現在入園中の場合

申請書などを各保育園を通じて配布します。

【受け付け】12月1日（月）から27年1月16日（金）までに保育支援室で

※市外の保育園を希望する場合は、希望先の市町村に締切日を確認して、その締切日の10日前までに、保育支援室に申し込んでください



## 市内の保育施設

	施設名	住所	電話番号	受入年齢
公立保育園	道野辺保育園	道野辺中央 5-7-10	444-1885	生後 5 7 日以降～ 5 歳児
	南初富保育園	東初富 2-6-50	443-2093	生後 3 カ月以降～ 5 歳児
	栗野保育園	栗野 740-1	443-1096	
	鎌ヶ谷保育園	鎌ヶ谷 6-8-26	442-0525	
私立保育園	ふじのこ保育園	初富 82-1	402-3811	生後 6 カ月以降～ 2 歳児
	ふじのこ保育園分園 りすのこ園	道野辺本町 2-1-28 カーラシティ式番館 2F	443-3740	
	おおぞら保育園	初富 354-1	441-9810	生後 6 カ月以降～ 5 歳児
	まるやま保育園	丸山 2-11-28	441-7070	
	鎌ヶ谷ピコレール保育園	新鎌ヶ谷 1-13-3	445-5270	
小規模保育事業	あっとほーむママ・なしのこ	新鎌ヶ谷 1-19-10	—	生後 6 カ月以降～ 2 歳児
	あっとほーむママ・ほしのこ	道野辺本町 1-4-27	—	
	あっとほーむママ・にじのこ	新鎌ヶ谷 3-1-22	—	

※ 27年4月に私立保育園1園が開園する予定です。新設園については、11月15日号の広報でお知らせします。また、小規模保育事業も27年4月新たに3カ所開園する予定です。

### <幼稚園・認定こども園（教育部分）>

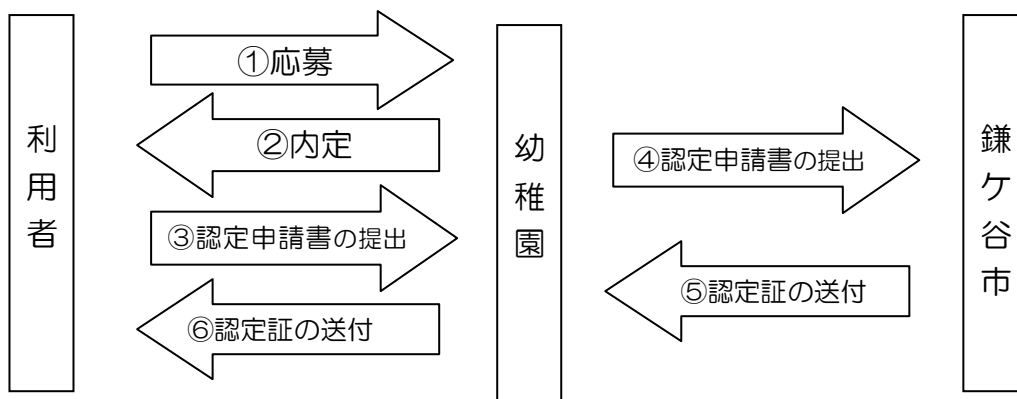
#### 平成27年からの新規入園を希望する場合

①～⑥の流れにそって認定を受ける手続きが必要になります

#### 現在入園中の場合

③～⑥の流れとなります

※市内の幼稚園の27年度の手続きは従来通りです。市外の幼稚園については、園にお問い合わせください



### 保育料の算定方法が変わります

新制度に移行する幼稚園、保育園、小規模保育事業を利用する場合の保育料は、所得に応じた負担を基本に、国が定める水準を上限として、市が定めます。

保育園の保育料は、これまで保護者の所得税額を基に算定していましたが、新制度では市民税額を基に算定します。これに伴い保育料が変わる場合があります。詳細が決まりましたら、順次お報せします。

(注) 新制度に移行しない幼稚園に通っている人の保育料は従来通りです

**【掲載担当課】** 鎌ヶ谷市役所 (代表) 047-445-1141  
こども課 保育支援室 (内線) 779